

地方分権改革から四半世紀

星野 泉 明治大学政治経済学部教授

地方分権改革から四半世紀が過ぎた。平成の地方分権改革は、地方分権推進委員会勧告を受けた1999年の地方分権一括法が最も大きいものとみられるが、その後も、地方分権改革推進会議、地方分権改革推進委員会へと議論は進められた。

行政法、行政学分野の観点から、最も大きな改革部分は機関委任事務廃止であった。自治体といわれても実際には国の機関、出先機関にすぎない状況に置かれ、議会が関与できない機関委任事務。これを廃止し、法定受託事務と自治事務に分けることとなった。権限のありかを明確にし、自治権限がとどかない部分をなくすことを目指した。戦前生まれのある行政学の先生が、「自分の生きている間に、機関委任事務廃止があるとは思わなかった」とまでいわれていたことを思い出す。それほど、行政学、行政法分野では、大きな改革であった。

財源不足に悩む地方財政分野では、自治体にとって、安定的で伸びのある一般財源確保という、ともすれば相反するかなり難しい目標が大きな課題とされた。これについては、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税を三位一体改革として実施し、国から地方への3

ほしの いずみ

立教大学大学院博士後期課程研究指導修了。経済学修士。明治大学政治経済学部助教授を経て、1997年から明治大学政治経済学部教授。専攻は財政学、地方財政論。

著書に『財政のかたちは国のかたち―財政再建のための30のポイント―』（朝陽会、2022年）、『自治体財政を読みとく』（イマジン出版、2022年、共著）、『スウェーデン高い税金と豊かな生活』（イマジン出版、2008年）など。

兆円の税源移譲がなされ、所得課税について、地方に比例税率の住民税、国に累進税率の所得税という住み分けも行われた。法定外税、地方税率設定などにも柔軟性が与えられることとなった。

また、戦後の地方自治法以来、「当分の間」として続いてきた、地方債の起債許可制が国、地方の対等協力関係の中で廃止された。自治体の自主性を高める一方、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、起債は、国又は都道府県と、同意を必要とする事前協議制となった。公的資金を借り入れることはできないものの、同意を得ないで地方債を発行する場合には、首長は、あらかじめ議会に報告することによって発行可能とされている。1980年代、バブルへ向かう住宅価格高騰の中で、大都市部固定資産税の税率引き下げ論が出てきた時、東京都は、税率引き下げが難しい故、特別区の小規模住宅用地における都市計画税を半減させて対応した。地方税率設定の自由化、引き下げについて、「税金を下げられるということは財源に余裕があるのだから、地方債を発行してはいけない」という論が基本にあって、地方税、地方債に多くの制約がみられていたと

ころであった。美濃部都知事時代、1970年代の財政危機にあっては、起債制限により財源不足に対応できず、中央政府との財政戦争が生まれた。

さらに、分権の受け皿論から平成の大合併が進められたが、その際、合併特例債の設定や段階補正の簡素化を伴って市町村は半減に近い状況になった。そのあたりから、数々の災害もあって、地域の疲弊、人口減少が顕著になってきて、地域を守るための財源は国の役割とされ、国はどう対策するかに関心が移ってきたようだ。国民の側も、最近の選挙にみられたように、自治よりも減税策や行政改革に期待、自治体も人員削減の中で余裕をなくしてきている。実際、地方税率を引き下げた自治体もある。

世界的には、EUや国連といった一国を超えた機関とともに国際協調を求める方向から、Brexitや排外主義にみられるようにナショナリズムへの流れがみられる。国内的には、この傾向がどう影響しているだろうか。住民自治、団体自治の現状をどうみたらよいであろうか。地方分権改革に関する動きをどう評価し、今後、どう進めていくべきか、が今月号のテーマとなる。■